

## ジブラルタルの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ジブラルタルは、英国海外領土（British Overseas Territory）の一つであり、イベリア半島の南東端に突き出た半島に位置している。半島の大半を、「ザ・ロック」と呼ばれる岩山が占める。対岸のアフリカ大陸のモロッコとの間の海峡は、「ジブラルタル海峡」と呼ばれる。

ジブラルタルは、大西洋と地中海をつなぐ戦略的要衝であるため、古来、領有権をめぐる争いの対象となってきた。1713年にユトレヒト条約の締結によって英国領となった後も、その領有権をめぐり、スペインと英国が度々対立してきた。2002年には、ジブラルタルに対する英国とスペインの共同統治案が住民投票に付されたが、大差で否決された。2006年には、スペイン、英国及びジブラルタルが三者間協議を定期的に行うことで合意したものの、領海をめぐる争い<sup>2</sup>等から、スペインと英国・ジブラルタルの関係はむしろ悪化している状況にある<sup>3</sup>。

ジブラルタルは、南北が5キロメートル、東西が1.2キロメートルの細長い半島であるが、そこには現在、約33,000人が居住している。住民には、英国系、スペイン系、イタリア系、ポルトガル系、インド系、モロッコ系等、様々な民族がいる。公用語は英語であるが、多くのジブラルタル人はスペイン語も話すことができる。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 争いの経緯は、次のとおりである。まず、ジブラルタルが海にコンクリートブロックを沈めて漁礁を造り始めた。スペインは、ジブラルタルに対し、スペイン漁船への妨害になると抗議するとともに、国境検問の強化、国境通過料の徴収、ジブラルタル行き飛行機のスペイン領空の飛行禁止を主張する等の対抗措置に出た。これに対し、英国は、EU司法裁判所等でスペインへの法的対抗措置をとることを示唆した。英国はフォークランド諸島の領有権問題でアルゼンチンと対立してきたことから、スペインとアルゼンチンは、国連で英国非難を行う等の共同歩調をとっている（「英とスペイン、ジブラルタル巡り対立強まる」（日本経済新聞、2013年8月15日付け記事））。

<sup>3</sup> 英国のEU離脱の是非を問う国民投票（2016年6月23日実施）において、離脱派が勝利したことを受けて、スペインの外相は、ジブラルタルに対する英国とスペインの共同統治を、あらためて主張している。これに対し、ジブラルタルの副首相は、共同統治の可能性を一蹴しつつ、スコットランドやロンドンと協調して、英国の一部としてEUに残留することを目指すと主張している（「ジブラルタル副首相『英EU離脱は打撃、残留目指す』」（日本経済新聞、2016年8月10日付け記事））。

ジブラルタルの経済は、従前は、英国海軍基地に関連する業務に大きく依存していた。しかし、英国海軍基地の縮小化に伴い、基地関連業務の比重は低くなり、近時は、オフショア金融サービス、オンライン・ギャンブル、観光、港湾・船舶関連業務等が発達し、多様化している。

しばしば、「タックスヘイブン」と呼ばれるジブラルタルには、譲渡税、相続税、付加価値税が無く、法人税率は10%である。銀行取引の内容は法律により秘匿されること等から、国外からの投資によりジブラルタル法人が数多く設立されている<sup>4</sup>。また、個人所得税率は最高40%となつてはいるが、富裕層を対象とした「High Net Worth Individual Status」(HNWI)という制度があり、純資産200万ポンド以上を有し、居住不動産を所有又は賃借している等の条件を満たした場合、所得税額の上限は29,880ポンドとなる<sup>5</sup>。

英国がEU加盟国であることから、ジブラルタルもEUの一部であるといえる<sup>6</sup>。英国のEU離脱の是非を問う国民投票(2016年6月23日実施)において、英国本土では離脱派が勝利したものの、ジブラルタルでは96%がEU残留支持という結果であった。このことから、ジブラルタルでは、今後、EUとの関係をどのようにすべきかが、現在、大きな議論となっている。

## II 憲法

ジブラルタル憲法は、英国政府の枢密院が定める「ジブラルタル憲法命令」(Gibraltar Constitution Order)という形で制定されている。過去には、1950年、1964年、1969年、2006年に制定されてきた<sup>7</sup>。最後の2006年のものが現行憲法である。

全84条からなるジブラルタル憲法の体系は、表1のとおりである<sup>8</sup>。

表1：ジブラルタル憲法の体系(2006年12月14日現在)

第1章 基本的権利及び自由		第1条～第18条
第2章 総督		第19条～第23条
第3章 立法府	第1部 ジブラルタル議会	第24条～第31条
	第2部 ジブラルタル議会	第32条～第43条

<sup>4</sup> 『エピソードで読む 世界の国243』(山川出版社、2016年)170頁。

<sup>5</sup> 木村昭二著『終身旅行者PT』(パンローリング、2012年)272～273頁。

<sup>6</sup> 但し、ジブラルタルは、英国と同様、ユーロを採用していない。

<sup>7</sup> 「自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2016年7月)」3頁。

[http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/07/Gib\\_Jul\\_2016.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/07/Gib_Jul_2016.pdf)

<sup>8</sup> ジブラルタル憲法(2013年10月現在)の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Cyprus\\_2013.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Cyprus_2013.pdf?lang=en)

	における立法及び手続	
第4章 行政府		第44条～第53条
第5章 公共サービス（司法及び特定の指名を含む）		第54条～第59条
第6章 司法府		第60条～第66条
第7章 財政		第67条～第74条
第8章 不動産		第75条
第9章 雑則		第76条～第84条

## 1 統治機構

### (1) 総督

ジブラルタルの君主は英国女王である。英国政府が選任し英国女王が任命したジブラルタルの総督（Governor of Gibraltar）は、ジブラルタルにおける英国女王の代理人であり、かつジブラルタル駐留英国軍の最高司令官である（19条）。総督は、英国政府の指名に基づき、英国女王が任命する。

総督の公邸は、「ザ・カンヴェント」（The Convent）と呼ばれる建物であり、議会議事堂及び政府庁舎の近くにある<sup>9</sup>。

総督は、ジブラルタルの外交、防衛及び治安につき職責を有する（47条1項）。また、総督は、以下のとおり、様々な任命権を有する。①総督は、議会の選挙の後、ジブラルタルの首席大臣及び閣僚を任命する権限を有する（45条3項・4項）。②総督は、ジブラルタルの政府職員の雇用を監督する公共サービス委員会（Public Service Commission）の委員長及び4名の委員を任命する権限を有する（55条1項）。③総督は、ジブラルタルの特定指名委員会（Specified Appointments Commission）の助言に従って、法務長官、会計検査院長等を任命する権限を有する（56条2項）。④総督は、ジブラルタルの司法サービス委員会（Judicial Service Commission）の助言に従って、裁判官を任命する権限を有する（57条2項）。

### (2) 立法府

ジブラルタルの立法府にあたるのは、英国女王及びジブラルタル議会（Gibraltar Parliament）である（24条）。法案が議会で採択され、英国女王又は英国女王の代理人としての総督が同意すれば、法律が成立する（33条1項）。法律は、原則として、官報に掲載された時から施行されるが、施行時期を後にずらしたり、過去に遡及させることも可能である（同条4項）。立法府により制定された法律には、「Acts」という文字が付されなければならない（同条5項）。

<sup>9</sup> 前掲「自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック（2016年7月）」7頁。

ジブラルタル議会は一院制であり、1名の議長（Speaker）及び少なくとも17名の議員から構成される（25条2項）。議長は、議会の多数決をもって選出される（26条1項）。議長及び議員の任期は、4年である。

議会の定足数は、議員総数の30%である（42条1項）。議会における決議は、原則として、過半数決議による（43条1項）。

### （3） 行政府

行政権は、英国女王に帰属するが、実際には、ジブラルタル政府が英国女王の代理人として権限を行使する（44条1項）。

議会の多数党党首が総督により首相に任命される。首相が17名の議員の中から10名（憲法上は、4名以上10名以下）の閣僚を指名し、総督が任命することにより、内閣が構成される。総督により代理された英国女王と、内閣により、ジブラルタル政府が構成される（45条1項・2項）。なお、残りの7名の議員は、野党として、いわゆる「影の内閣」を構成する。

### （4） 司法府

ジブラルタルにおける全ての裁判の終審裁判権を有するのは、ロンドンに所在する英国の枢密院（Privy Council）である。枢密院の下に位置付けられる裁判所として、控訴裁判所（Court of Appeal）があり、これは常設のものではなく、年に3回だけ開廷する。控訴裁判所の下に位置付けられる裁判所として、高等裁判所（Supreme Court）があり、民事事件及び刑事事件を含む様々な事件一般を管轄する。高等裁判所の下に位置付けられる裁判所として、刑事事件を管轄する治安判事裁判所（Magistrates' Courts）及び民事事件を管轄する第一審裁判所（Court of First Instance）がある<sup>10</sup>。

ジブラルタルにおける司法府の長は、高等裁判所長官（Chief Justice）である。高等裁判所長官は、司法サービス委員会（Judicial Service Commission）の助言に基づき、総督が任命する。

## 2 人権

人権については、憲法の「第1章 基本的権利及び自由」に詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ジブラルタル憲法においても、同様に保障されているといえる。

ジブラルタル憲法の特徴的な規定としては、例えば、「第1章 基本的権利及び自由」で保障されている権利・自由のいずれかを侵害されたか、侵害されているか又は侵害されそうである者は、高等裁判所に対し、是正命令を出すよう請求することができる旨の規定（16

---

<sup>10</sup> [http://ec.europa.eu/civiljustice/org\\_justice/org\\_justice\\_gib\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/org_justice/org_justice_gib_en.htm)

条) 等が挙げられる。

### 3 法令及び判決例

ジブラルタルは、約 3 世紀にわたり英国の支配下にあり、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。ジブラルタルの 1962 年の「English Law Act」によると、ジブラルタル法が優先的に適用されない限り、英国のコモン・ローがジブラルタルに適用される。しかし、ジブラルタルには自治権が認められているため、ジブラルタル議会は、外交、防衛及び治安を除き、英国とは異なる法令を独自に制定することが可能である。実際には、ジブラルタル議会が多くの法令を制定しており、それら法令の多くは、英国の法令をモデルとしている<sup>11</sup>。成文化された法令等が無い場合、コモン・ロー及びエクイティも法源となる。英国の判例は、ジブラルタルにおいても、先例としての効力を有する。

ジブラルタルの法令は、ジブラルタル政府の管理するウェブサイト「Laws of Gibraltar」<sup>12</sup>において、英語で検索・調査することができる。

### 4 欧州連合 (EU) の影響

英国は欧州連合 (EU) に加盟しているため、ジブラルタルも EU の一部である。EU 法は、ジブラルタルの憲法及び法令に優越する。EU により採択された規則は、ジブラルタルに直接適用され、ジブラルタルの法令に優越する。EU の指令がジブラルタルで法的効力を生じるためには、ジブラルタルで国内法化される必要がある。

ジブラルタルの法制度は、近時、ますます、EU の影響を強く受けるようになってきている。英国の EU 離脱により、ジブラルタルの法制度は EU の影響から離れることになるのか、いまだ予断を許さないところである。

## III 民法

ジブラルタルには、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野に関して制定された法律が、必ずしも網羅的ではないものの、存在する。ジブラルタルの民法分野の法律には、「契約及び不法行為法」(Contract and Tort Act)、「商品売買法」(Sales of Goods Act)、「不動産 (取得) 法」(Land (Acquisition) Act)、「消費者保護 (不公正取引) 法」(Consumer Protection (Unfair Trading) Act)、「子ども法」(Children Act)、「養子縁組法」(Adoption Act)、「遺言法」(Wills Act) 等がある<sup>13</sup>。

上記の法律のうち、「契約及び不法行為法」<sup>14</sup>は、全 42 条からなり、その主な体系は、「第

<sup>11</sup> 「Gibraltar's Legal System」(Charles A Gomez & Co.)

<http://www.lawequitygibraltar.com/gibraltars-legal-system>

<sup>12</sup> <http://www.gibraltarlaws.gov.gi/>

<sup>13</sup> <http://www.lexadin.nl/wlg/legis/nofr/eur/lxwegib.htm>

<sup>14</sup> <http://www.gibraltarlaws.gov.gi/articles/1960-04o.pdf>

1部 債務不履行となった契約」、「第2部 書面でなければならない契約」、「第3部 不法行為者」、「第4部 死亡事故」、「第5部 寄与過失」、「第6部 共働」、「第7部 損害」、「第8部 法人契約」、「第9部 占有者の責任」、「第10部 未回収品の処分」、「第11章 婚姻についての事項」、「第12章 不実表示」、「第13章 雑則」となっている。

また、「商品売買法」<sup>15</sup>は、全60条からなり、その主な体系は、「第1部 契約の情報」（売買契約、契約の成立、契約の目的、価格、条件及び保証、見本売買）、「第2部 契約の効果」（売主と買主の間の財産の移転、権原の移転）、「第3部 契約の履行」、「第4部 代金未受領売主の権利」（代金未受領売主の留置権、運送差止、買主又は売主による更なる売買）、「第5部 契約違反への対抗手段」（売主の救済手段、買主の救済手段）、「第6部 補則」となっている。

ジブラルタルの民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形作られているわけではないが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と判例法の両方を合わせて検討する必要があるといえる。

#### IV 会社法

ジブラルタルの「会社法」(Companies Act)は、1929年英国会社法を基本として、1930年に制定され、その後、幾度も改正されてきた。そして、2014年には新たに、2014年会社法<sup>16</sup>が施行され、1930年会社法に取って代わった。

2014年会社法は、①「company limited by shares」、②「company limited by guarantee and having a share capital」、③「company limited by guarantee and not having a share capital」、④「unlimited company with or without a share capital」という4種類の法人を規定している<sup>17</sup>。ジブラルタルでは、上記①の「company limited by shares」が最も一般的である。

また、「private company」（私会社）と「public company」（公開会社）の区別もあり、その区別は英国法とほぼ同じである。即ち、「private company」は、定款で株式譲渡を制限し、株式引受等の公募を禁止するものである。「private company limited by shares」は、株式引受人が1名でなければならない。これに対し、「public company limited by shares」は、株式引受人が7名以上でなければならない<sup>18</sup>。

なお、ジブラルタルに投資しようとする外国企業は、一般パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、信託又は支店を利用することも検討に値する。

<sup>15</sup> <http://www.gibraltarlaws.gov.gi/articles/1895-20o.pdf>

<sup>16</sup> 2014年会社法は、2015年にも一部改正されている。

<sup>17</sup> 「Doing business in Gibraltar The 2015-16 handbook」(EY Limited.) 22頁。  
[https://gibyelllow.gi/pdf\\_files/Doing.pdf](https://gibyelllow.gi/pdf_files/Doing.pdf)

<sup>18</sup> 「Doing business in Gibraltar The 2015-16 handbook」(EY Limited.) 22頁。  
[https://gibyelllow.gi/pdf\\_files/Doing.pdf](https://gibyelllow.gi/pdf_files/Doing.pdf)

## V 民事訴訟法

ジブラルタルの民事訴訟法分野の法律には、「高等裁判所法」(Supreme Court Act)、「控訴裁判所法」(Court of Appeal Act)、「裁判費用法」(Court Fees Act)等がある。これらの法律は、民事事件にも刑事事件にも適用される。

上記の法律のうち、「高等裁判所法」<sup>19</sup>は、全73条からなり、その主な体系は、「第1部 運営」、「第2部 管轄及び権限」、「第3部 陪審による審理」、「第3A部 法律家ではない裁判所補佐人による審理」、「第4部 バリスター及びソリシター」、「第4A部 EEA(欧州経済領域)の弁護士」、「第5部 雑則」、「第6部 欧州弁護士:序論」、「第7部 登録された欧州弁護士による専門的活動の実務」、「第8部 欧州弁護士の登録」、「第9部 規則及び懲戒」、「第10部 欧州弁護士のソリシター又はバリスターの業務の開始」、「第11章 欧州弁護士:補足」、「第11A章 国際調停」、「第12章 不実表示」、「第13章 雑則」となっている。

上記の「高等裁判所法」38条によると、イングランド及びウェールズの1997年民事手続法の下で制定された民事手続規則が、ジブラルタルに適用される。また、高等裁判所長官は、上記の民事手続規則をジブラルタルに適用するにあたり補足・修正等をするための規則を制定することができる。よって、ジブラルタルの民事訴訟手続は、イングランド及びウェールズの民事訴訟手続と非常に類似したものとなっている。

## VI 刑事法

ジブラルタルの刑法分野の法律としては、「犯罪法」(Crimes Act)<sup>20</sup>等がある。「犯罪法」3条によると、ジブラルタルでは、刑事責任能力は「10歳」とされている。

ジブラルタルの刑事手続についてみると、前述したとおり、ジブラルタルの「高等裁判所法」、「控訴裁判所法」、「裁判費用法」等は、民事事件にも刑事事件にも適用される。また、「治安判事裁判所法」(Magistrates' Court Act)「刑事手続及び証拠法」(Criminal Procedure and Evidence Act)等も適用される。ジブラルタルの裁判所制度の大部分は、英国法(イングランド及びウェールズ法)に依拠している。刑事事件は、治安判事裁判所(Magistrates' Courts)が管轄権を有するが、重大事件については、高等裁判所(Supreme Court)が管轄する。高等裁判所における刑事裁判は、陪審による審理が行われる。控訴事件は、控訴裁判所(Court of Appeal)が管轄する。控訴裁判所は、英国の控訴裁判所を引退した裁判官により構成される。上告事件は、ロンドンに所在する英国の枢密院(Privy Council)が管轄する。ジブラルタルの訴訟の実務及び手続についても、英国における訴訟の実務及び手続が

<sup>19</sup> <http://www.gibraltarlaws.gov.gi/articles/1960-02o.pdf>

<sup>20</sup> <http://www.gibraltarlaws.gov.gi/articles/2011-23o.pdf>

反映されている<sup>21</sup>。

ジブラルタルの警察を監督する独立の機関として、ジブラルタル公安委員会（Gibraltar Police Commission）がある。ジブラルタル公安委員会は、警察署長の任命について、総督に助言を行う権限を有する。

ジブラルタルでは、2005年の「賭博法」（Gambling Act）により、認可を受ければ、オンライン・ギャンブル事業を行うことができる。実際、ジブラルタルは、今や、オンライン・ギャンブルの一大拠点となっている。実際、オンライン・ギャンブルは、ジブラルタルのGDPの20%、雇用の13%を占めている<sup>22</sup>。ジブラルタル政府は、オンライン・ギャンブル事業会社にライセンスを付与し、監督を行っている。

ジブラルタルにおけるマネー・ローンダリング対策は、「薬物不正取引防止条例」（Drug Trafficking Offenses Ordinance）及び「刑事司法条例」（Criminal Justice Ordinance）により形作られている。これらは、マネー・ローンダリング行為を広く規制するものであり金融機関に対し、疑わしい取引を当局に申告することを義務付けている<sup>23</sup>。

## VII 参考資料

以上、ジブラルタル法の概要を簡単に紹介してきたが、ジブラルタル法については、ドイツ法、フランス法及び英国法と比べると、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、英語による情報源及び文献・論文等については、比較的多いように思われる。

ジブラルタル法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となる。

今後、ジブラルタル法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.9』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第48回 ジブラルタル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>21</sup> 「Gibraltar's Legal System」（Charles A Gomez & Co.）

<http://www.lawequitygibraltar.com/gibraltars-legal-system>

<sup>22</sup> 前掲「自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック（2016年7月）」7頁。

<sup>23</sup> 「Gibraltar: Detailed Assessment Report on Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism」（International Monetary Fund、2007年）5頁。

[https://www.coe.int/t/dghl/monitoring/moneyval/Publications/Gibraltar\\_Detailed\\_Assessment\\_%20Rep2007.pdf](https://www.coe.int/t/dghl/monitoring/moneyval/Publications/Gibraltar_Detailed_Assessment_%20Rep2007.pdf)